福島海区漁業調整委員会の委員に関する評価委員会設置要領

(設置)

第1条 漁業法(昭和24年法律第267号)第139条の規定により委員として推薦を受けた者及び募集に応じた者(以下「委員候補者」という。)の評価を行うため、福島海区漁業調整委員会の委員に関する評価委員会(以下「評価委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

- 第2条 評価委員会は、次に掲げる事務を行うものとする。
 - (1) 福島県知事の求めにより委員候補者の評価を行い、福島県知事に報告すること。
 - (2) 推薦又は応募により提出された書類等に基づき委員候補者の評価を行うほか、必要に応じて、面接その他必要と認める方法による評価を行うこと。

(組織)

- 第3条 評価委員会は、次に掲げる者で組織する。
 - (1) 福島県農林水産部 政策監
 - (2) 福島県農林水産部 次長(生産流通担当)
 - (3) 福島県農林水産部 水産課長
 - (4) 福島県漁業協同組合連合会 代表理事会長
 - (5) 福島県信用漁業協同組合連合会 代表理事会長

(委員長及び副委員長)

- 第4条 評価委員会に委員長及び副委員長を置く。
- 2 委員長には福島県農林水産部政策監を、副委員長には福島県農林水産部次長(生産流通担当)をもって充てる。
- 3 委員長は、会務を総理し、評価委員会を代表する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その 職務を代理する。

(会議)

- 第5条 評価委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。
- 2 評価委員会は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 評価委員会は、必要があると認めるときは、評価委員以外の者に出席を求め、意見又は説明 を聴くほか、必要な資料の提出を求めることができる。
- 4 評価委員会の会議は、非公開とする。
- 5 第3条に掲げる構成員は、委員長が認めた場合、委員長が適当と認める情報通信機器を活用 して評価委員会に出席することができる。

(秘密保持)

第6条 評価委員は、評価委員会で知り得た個人の情報を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第7条 評価委員会の庶務は、福島県農林水産部水産課において処理する。

(その他)

第8条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附則

(施行期日)

この要領は、令和2年11月17日から施行する。